

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : ①中外テクノス株式会社
②株式会社ソルコム
③西日本電信電話株式会社
- 業者の住所 : ①広島県広島市西区横川新町9-12
②広島県広島市中区南千田東町2-32
③大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82
- 2 指名停止の期間 : ①②令和4年12月14日～令和5年6月13日(6か月)
③ 令和4年12月14日～令和5年2月13日(2か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 中国地区

4 事実概要

当該事業者らは、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不正な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第5号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間及び措置対象地区 |
|---|--------------------------------|
| 1～4 省略 | 省略 |
| (独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内 |
| 6～16 省略 | 省略 |

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)